

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ステークホルダーの期待に応えるべく、企業収益の拡大と事業基盤の強化を図るとともに、経営の透明性を高め、企業倫理の徹底を果たすことが企業価値の向上につながると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

当社は、監査等委員会設置会社の制度を採用しており、取締役会による業務執行の状況の監督及び監査等委員会による監督機能の強化により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(りそな銀行再信託分・JFE継手株式会社退職給付信託口)	1,005,000	17.63
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	420,000	7.36
株式会社光通信	398,600	6.99
オーテック従業員持株会	368,460	6.46
アズビル株式会社	250,000	4.38
オーテック共栄会	223,000	3.91
株式会社FMバルブ製作所	142,000	2.49
株式会社みずほ銀行	135,000	2.36
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	123,800	2.17
株式会社三菱UFJ銀行	120,000	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

その他の関係会社として、JFE 継手株式会社があります。

JFE継手株式会社は、当社の議決権の19.8%を所有し、役員の転籍、営業取引があることから、その他の関係会社に該当します。

当社は、管工機材販売事業の主力商品である継手類を仕入れております。

JFE継手株式会社は、当社の事業計画及び経営については一切関与しておらず、営業上の取引においても市場価格の動向や他社の取引条件等を勘案して交渉により価格決定していることから、当社は独立性を確保しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福田 恒夫	他の会社の出身者											
川田 譲二	公認会計士								△			
熊木 登	その他								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 恒夫	○		----	社外取締役福田恒夫氏は、当社の関係会社であるJFE継手株式会社にて培ってきた経験や実績、幅広い知識と見識を、当社の監査に反映していただけるものと判断したため、社外取締役に選任しております。

川田 譲二	○	○	川田譲二氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身ですが、同氏は同監査法人在籍時に当社の監査を担当したことはありません。また、同法人を退職後から約10年を経過しており、独立性に関する影響は極めて小さいものと判断しております。なお、当社が支払う監査報酬につきましては、同監査法人にとりまして報酬の依存度は極めて小さいものであり、多額の報酬に該当すると考えておりません。従いまして、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。	社外取締役川田譲二氏は、川田譲二公認会計士事務所の代表であり、直接利害関係を有する者ではありません。 公認会計士として財務及び会計に関する高度な知識を有しており、専門的見地から社外取締役としての役割を果たすことが期待できるものと判断したため選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。
熊木 登	○	○	熊木登氏は、当社の取引先である公益財団法人日本生産性本部に在籍しておりますが、同法人については当社が社員研修を依頼するほかに経常的な取引はなく、当社が支払う報酬につきましても同法人の依存度は極めて小さいものであることから多額の報酬に該当すると考えておりません。従いまして、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。	社外取締役熊木登氏は公益財団法人日本生産性本部の主席経営コンサルタントであり、直接利害関係を有する者ではありません。 経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識から社外取締役としての役割を果たすことが期待できるものと判断したため選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社では、常勤監査等委員を選定していることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会の求めがあるときは、業務を補助すべき使用人を置くことができることを規定しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人の連携状況につきましては、会計監査人から、期初に監査計画書を入手し、監査実施計画の説明を受け、期末には監査報告書を入手し、監査の方法の概要及び結果に関する説明を受けております。また、会計監査人とは、十分に連絡を取り、意見交換・打合せを行うとともに、必要に応じ監査に立ち会うなど、連携を保っております。

監査等委員会による監査及び内部監査は、それぞれの監査計画に基づき実施されておりますが、情報交換やお互いの監査に同行するなどして連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員として指定いたしております。

また、当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社を主要な取引先とする者（注1）又はその業務執行者（注2）
2. 当社の主要な取引先（注3）又はその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額（注4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者）
5. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
6. 当社から多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
7. 過去に、上記1から4に該当していた者
8. 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く（注5））の近親者（注6）
 - (1) 上記1から6に掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
 - (3) 当社の子会社の業務執行者でない役員
 - (4) 過去に、上記(1)から(3)又は当社の業務執行者に該当していた者

（注1）当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

（注2）業務執行者とは、業務執行役員、執行役又は支配人、その他の使用人をいう。

（注3）当社の主要な取引先とは、過去3事業年度の平均で、当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者、過去3事業年度の平均で、当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

（注4）多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高若しくは総収入の2%を超えることをいう。

（注5）重要でない者とは、役員及び部長職以上の管理職にある者以外をいう。

（注6）近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の構成は、監査等委員以外の取締役については月額固定の基本報酬と単年度業績に連動した役員賞与、監査等委員である取締役については月額固定の基本報酬としております。

役員賞与は、他社動向と比較可能な連結営業利益を指標とし、計画達成度を勘案した上で、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が配分を決定します。達成意欲を高めるため、基本報酬テーブルに応じた係数と計画の達成に応じた係数から配分を算出しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期における取締役に対する報酬額は次のとおりであります。

取締役（監査等委員を除く） 108百万円

取締役（監査等委員） 28百万円（うち社外取締役 28百万円）

取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

また、2019年6月26日開催の第71回定時株主総会において決議いたしました役員賞与を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、役員報酬の総額を株主総会の決議で決定することとしております。また、役員報酬・賞与・退職慰労金に関する内規により、報酬総額の限度内で会社の業態、世間水準及び従業員給与とのバランスを考慮して決定することとしております。役員報酬・賞与・退職慰労金に関する内規は、取締役会の決議により定められ、同決議により改定を行っております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、監査等委員以外の取締役においては取締役会、監査等委員である取締役においては監査等委員会としております。また、その権限及び裁量の範囲は、株主総会で決議された報酬額の範囲内としております。

役員の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第68回定時株主総会において、監査等委員以外の取締役については年額180百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない）、監査等委員である取締役については年額35百万円以内と決議しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役を補佐する専任の部署及びスタッフは設けておりませんが、管理本部がサポートする体制としており、重要な事項等につきましては、必要に応じて、社外取締役に説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は、取締役会及び監査等委員会を中心に構成され、監査等委員以外の取締役4名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）を選任しております。また、内部監査につきましては、監査室を設置しております。

現在の企業統治の体制については、経営の意思決定機関として、取締役会と経営会議の2つの機関があり、取締役の職務の執行を監査監督する機関として、監査等委員会があります。

取締役会は、株主に対する受託者責任を認識した上で、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現により、十分な監督機能を発揮するとともに、経営の公正性・透明性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを責務としています。取締役会では、法定事項のほか、特に重要な業務執行に関する事項について取締役会規則に基づき決議しております。

経営会議は、職務執行の決定が適切かつ機動的に行われるよう、常勤の取締役、執行役員及び事業部長で構成されており、取締役会での決議事項以外の重要な職務の執行に関して審議及び決定を行っております。

監査等委員会は、期待される重要な役割・責務や監査等委員会にのみ付与された権限を十分認識し、独立した客観的な立場で企業価値の向上に資するよう、内部統制システムを利用した組織的監査を行うとともに、独立的・客観的な立場から業務執行の監査・監督を行っております。監査等委員会は、常勤監査等委員1名を含む3名で構成され、定期に開催するほか、必要に応じ臨時に監査等委員会を開催いたします。監査等委員である取締役は、取締役会には監査等委員全員が、経営会議には常勤監査等委員が出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。なお、社外取締役1名は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

倫理委員会は、経営会議の直属機関として、役職員の日常行動が法令・諸規則・企業倫理等の社会的規範を遵守し、適切に行われていることを検証しております。

その他第三者によるコーポレート・ガバナンスの関与状況につきましては、公認会計士監査をEY新日本有限責任監査法人に依頼しております。期末の他、期中においても各支店他への監査等が適宜実施されております。会計監査人である監査法人及びその業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。EY新日本有限責任監査法人において業務を執行した公認会計士は、板谷秀穂及び澤部直彦の両氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士を含む約15名で実施され、主に当社が属する業界及び事業内容に精通した者で構成されております。また、当社と監査法人の間では、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

顧問弁護士は、青葉総合法律事務所及び三好総合法律事務所に依頼しており、必要に応じてアドバイス等をお願いしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置した監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知につきましては、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう早期発送に努めています。 また、当社は、発送日前にTDnet及び自社ウェブサイトに電子的な方法で株主総会招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日の設定は、集中日と想定される日よりも早期に開催するよう取組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の方法・基準について規定したIRポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.o-tec.co.jp/ir/index.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会は、半期に1回行っており、事業概要、決算概要及び業績の見通しなどについて、社長及び管理担当役員より説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示情報、有価証券報告書、財務ハイライト等を掲載しております。 https://www.o-tec.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当の専門部署はありませんが、IRの窓口は管理本部総務部が行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主・投資家の皆様と長期的な信頼関係を構築することを経営の最重要事項のひとつと規定したIRポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しているほか、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重について規定した『オーテックグループ役職員行動規範』を策定し、グループ企業全職員に配布することで行動規範の遵守と浸透を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資判断に必要な企業情報は株主・投資家の皆様に公平かつ適時に提供することを規定したIRポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.o-tec.co.jp/ir/index.html
その他	当社は、「信頼」・「進取」・「創意」の3つの経営理念を定めております。この経営理念のもと、「株主」・「取引先」・「従業員」等、あらゆるステークホルダーの期待に応えるべく、最善の経営努力を続けていくこととしております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制は、企業活動が適切に遂行されるための企業内の仕組みや機能であり、企業が健全に管理・運営されるために経営者が構築していくべきものであると認識し、内部統制の充実を図ることが、コーポレート・ガバナンスを実効性のあるものにすると考えております。

[内部統制システムの構築に関する基本方針]

1. 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当企業集団は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「オーテックグループ役職員行動規範」に従い行動する。
 - (2) 当社は、管理担当役員を委員長とする倫理委員会において、役職員の日常の行動が法令・定款、社内規程、企業倫理等の社会的規範を遵守し、適切に行われているか検証する。また、役職員に対する企業倫理及び法令遵守意識の啓蒙と違法行為の防止及びコンプライアンス活動の推進を実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定の文書のほか、経営会議議事録等の職務の執行に係る文書を、社内規程に従い適切に保存し、管理する。
3. 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、事業上のリスクについて、所定の社内規程及び通達に従い、迅速かつ適切な情報伝達と管理を行う。また、想定される様々なリスクに対応するため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制を強化する。
 - (2) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社に取締役及び使用人を派遣し、経営内容を的確に把握する体制とする。
4. 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、職務の執行の決定が適切かつ機動的に行われるよう、常勤の取締役、執行役員及び事業部長で構成する経営会議において、取締役会での決議事項以外の重要な職務執行に関して審議及び決定し、実行する。
 - (2) 当社の本部長及び事業部長は、法令・定款、社内規程に従い、担当事業部門を管掌する。また、事業部門ごとに、業務計画を定め、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証するとともに、業務執行の状況を取締役会へ報告する。
 - (3) 当社は、業務分掌、職務権限等の社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務が行われる体制を構築する。
 - (4) 子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的に報告を受ける。
5. 当企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき関係会社に出向役員又は使用人を派遣し、子会社の経営内容を把握するとともに、定期的・継続的に子会社から報告を受ける体制とする。
 - (2) 当社の監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社を内部監査の対象とし、監査の結果については、当社の代表取締役に報告する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助するための従業員を置くことができる。
 - (2) 当該従業員の職務執行の独立性を確保するため、任命・異動・評価・懲戒については、監査等委員会の同意を得る。
 - (3) 当該従業員の職務執行は、監査等委員会に係る業務を優先して行う。
7. 企業集団の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
 - (1) 当企業集団の役職員が直接又は間接的に、会社に著しい損害を及ぼす事実や、法令又は定款に違反する行為を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告する。
 - (2) 当社の監査等委員会へ報告を行った企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 - (3) 当社の監査等委員は、取締役会、経営会議その他社内的重要な会議に出席し、経営上の情報について適時報告が受けられる体制とする。また、監査等委員会が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当企業集団の役職員は、当社監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び書類の提供を行う。
 - (2) 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用できる。
 - (3) 監査等委員会は、内部監査部門からその監査計画及び監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることができる。
 - (4) 監査等委員の職務の執行について必要な費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、職務の遂行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務処理をする。
9. 反社会的勢力排除に向けた体制
当企業集団は、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、不当・不正な要求に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と連携し、一切の関係を遮断する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備・運用し、それを評価する体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築に関する基本方針において、「反社会的勢力排除のための体制を確立するため、全役職員に対し、反社会的勢力とは一切取引を行わず、毅然とした態度で臨み、不当・不正な要求には応じない旨を徹底する。」と定めております。

また、社団法人 警察庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、定期的に研修を受け、反社会的勢力の不当・不正な要求には応じないようにしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示に係る組織体制]

当社では、会社情報の開示を「投資者の視点に立ち、迅速、正確、公平に提供する」との立場に立ち、以下のとおり実施しております。

1. 決定事実に関する情報

重要な決定事実については、月1回開催する定時取締役会又は必要に応じて開催される臨時取締役会により決定しております。決定された重要事実は、適時開示規則に照らして開示の要否を判断し、情報開示責任者のもと、情報開示を行います。

2. 発生事実に関する情報

重要な事実が発生した場合は、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに該当事業部長及び総務部長へ報告され、情報開示責任者へ報告されます。情報開示責任者は、公表の要否を代表取締役及び関係部署と協議し、公表を要するものについては、適時開示規則に従い、迅速に情報開示を行います。

3. 決算に関する情報

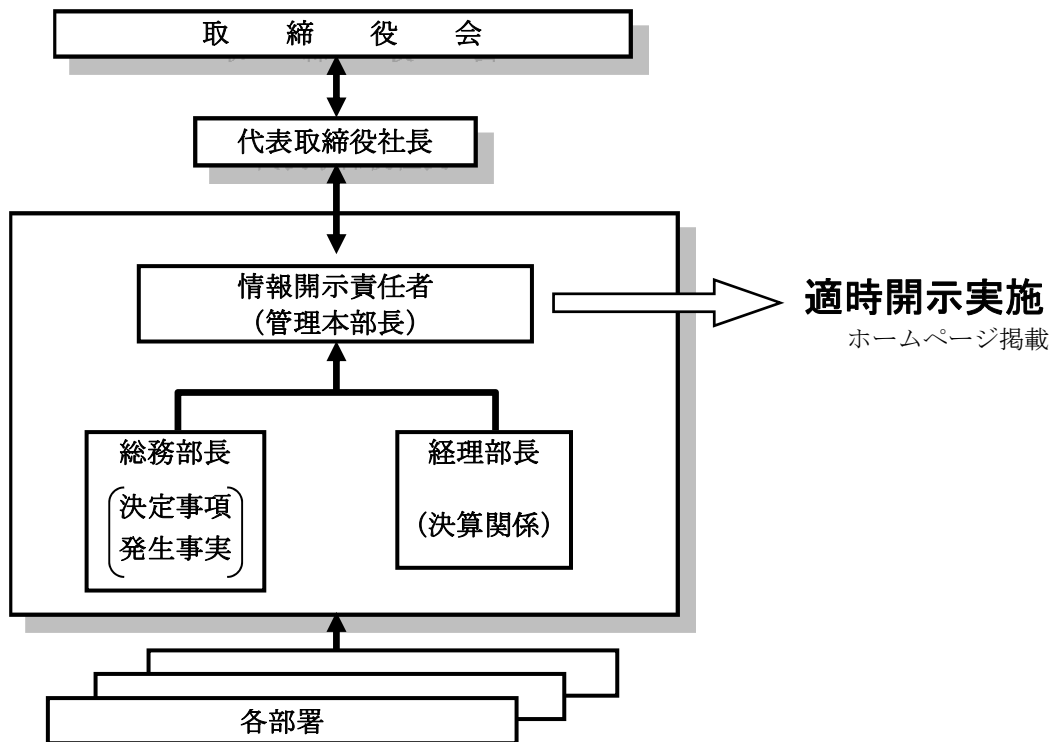
決算に関する情報については、決算に関する取締役会の承認を経て、速やかに開示しております。また、監査等委員会及び会計監査人からは、定期的な監査に加えて助言・指導を受けております。

当社では、金融商品取引法に基づき、当社役職員の株式等についての内部者取引を未然に防止するとともに、当社の内部情報の適切な管理を行うことを目的とした「内部情報管理規程」を定めております。

4. 意図せず公表された重要情報

意図せず限定された形で公表された重要情報については、速やかに東京証券取引所の適時開示情報システム (TDnet) 及び当社ウェブサイトに掲載することで公表を行います。

【適時開示に係る組織体制】



【コーポレート・ガバナンス体制】

